

なんたい倶楽部 会則

(名称)

第1条 当倶楽部は「**なんたい倶楽部**」と称する。

(組織構成及び目的)

第2条 本倶楽部はJTB OB会関東支部会員の栃木県及び茨城県西部地域に住所のある会員又は、加入を希望する会員で構成する。

2. 本倶楽部は、会員相互の交流と親睦を図ることを目的とし、その為に趣味（ゴルフ・テニスなど）を主体としたサークル活動や、旅行や季節の催事等の諸行事を企画運営する。
3. 前項2項の目的を達成するために「なんたい倶楽部世話人」を置く。

(役員)

第3条 本倶楽部の円滑な運営を図るため、世話人の中から次の役員を選出する。

*代表 1名 *幹事 2名（総務・広報） *会計 1名 *監事 1名

(役員及び世話人の任務と任期)

- 第4条** (1) 世話人は、第2条の目的達成の為に、活動・諸行事の企画立案、募集、実施、等催行に係る全体業務を担当する。
- (2) 代表は、本倶楽部の目的達成の為に、本倶楽部を統括する。
- (3) 幹事（総務担当）は、代表を補佐し、又世話人会の会務を担当する。
- (4) 幹事（広報担当）は、代表を補佐し、又支部との相互伝達及び、倶楽部の諸行事に関する、宣伝、伝達を担当する。
- (5) 会計は、金銭の出納及び保管を担当する。
- (6) 監事は、会計内容の監査を担当する。
2. 世話人の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(世話人会)

第5条 会は代表が招集して開催する。

- (1) 会は定期的に開催する。
- (2) その他必要に応じて代表が招集して開催することがある。
- (3) 会は出席者の多数決により議決する。

(旅費)

第6条 世話人会の交通費は実費支給する。

2. 世話人が当倶楽部の必要により、会議会合に出席の時は、交通費を実費支給する。
3. 旅行や催事の為の下見等の時は、交通費を実費支給する。

(会計年度)

第7条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日まで、とする。